

【件名】中野三丁目土地区画整理事業の進捗状況について

【要旨】

中野三丁目土地区画整理事業における桃園広場の進捗状況及び今後の予定について報告する。

1 中野三丁目土地区画整理事業の進捗状況について

(1) 桃園広場の修景整備計画（案）について

令和3年8月に中野駅西口広場基本設計について意見交換会を実施した。いただいた意見や周辺の修景を踏まえ、今般、桃園広場の修景整備計画（案）を作成した。（別紙1のとおり）

今後、この計画を基に広場沿道の方へ説明の上、計画を策定し詳細設計を行うこととなる。

また、現在レンガ坂の一部は区道区域と私道区域が混在している。本計画（案）に基づきレンガ坂を一体管理し景観を維持していくために、区道区域の再編を行う。

(2) 西口デッキ工事の施工展開について

これまで、下部工の工事を行ってきた。今後、デッキの架設工事の施工展開について報告する。（別紙2のとおり）

2 今後の予定について

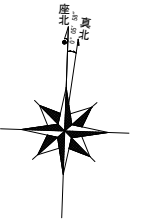
令和6年7月 桃園広場沿道の方へ説明を実施

8月 桃園広場の修景整備計画 策定

桃園広場の詳細設計

令和7年度 広場整備工事着手

令和8年度 広場整備工事完了



桃園広場【整備コンセプト(案)】

各駅前広場と広場を結ぶ立体回遊動線整備の考え方

「歩行者の利便性・回遊性を高める、
中野三丁目の新たな駅前空間」

- ・南北通路から中野三丁目の街区につながる空間として、歩行者の動線とたまりを意識した広場とする。
- ・中野三丁目のまちなみとの一体感を感じられるデザインとする。

桃園広場の整備方針

【歩きやすく安全・快適に移動できる動線】

- ・ユニバーサルデザインに配慮し、いつでも**快適に通行できる動線を確保**する。
- ・広域避難場所への**避難通路**としての機能を確保する。

【周辺と調和した居心地の良いたまり空間】

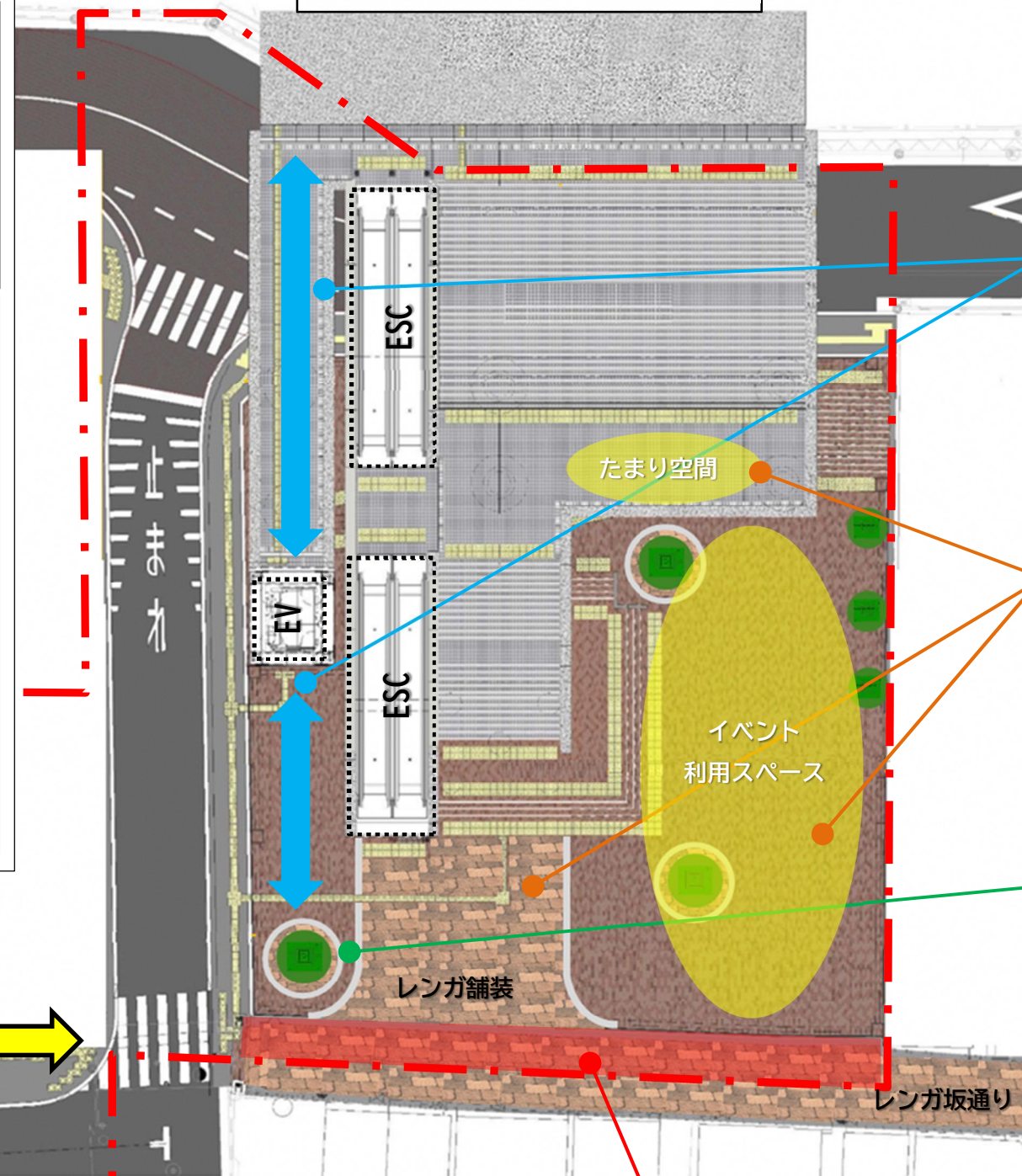
- ・デッキ踊り場と地上部を一体的な**たまり空間**と捉え、親密感のある空間を演出する。
- ・文化的でにぎわいある**周辺のまちなみと調和**し、界わい性を引き継いだ**温かみのある広場**とする。
- ・周辺街区との**舗装デザインの連携**に配慮する。
- ・周辺街区との連携や**地域のイベント利用**も視野に入れた、ゆったりとくつろげる空間とする。

【地域の歴史資源の継承】

- ・**地域の歴史を踏まえた植栽等**に配慮する。

南北自由通路

(広域避難場所：中野区役所一体方面)



【歩きやすく安全・快適に移動できる動線】

- EV 動線は車いす利用者を想定し、**凹凸が少ない舗装材**を使用する。
- 南北自由通路と**ストレートに接続**することにより、避難通路としての機能を確保する。

【周辺と調和した居心地の良いたまり空間】

- デッキ踊り場に**一体的なたまり空間**を配置する。
- 全体的に**暖色系を配置**することで、周辺まちなみとの調和を図る。
- レンガ坂通りとの連携を図るため、**一部にレンガ舗装を施工**する。
- 地域の**イベント利用等ができるスペースを確保**する。

【地域の歴史資源の継承】

- 歩行者の通行を妨げない範囲で木陰を多くし、**桃園広場にふさわしい樹木を配置**する。
- イベント利用時の配慮などから、**移動可能なプランターの設置を検討**する。

現況写真①(西側より)



現況写真②(東側より)

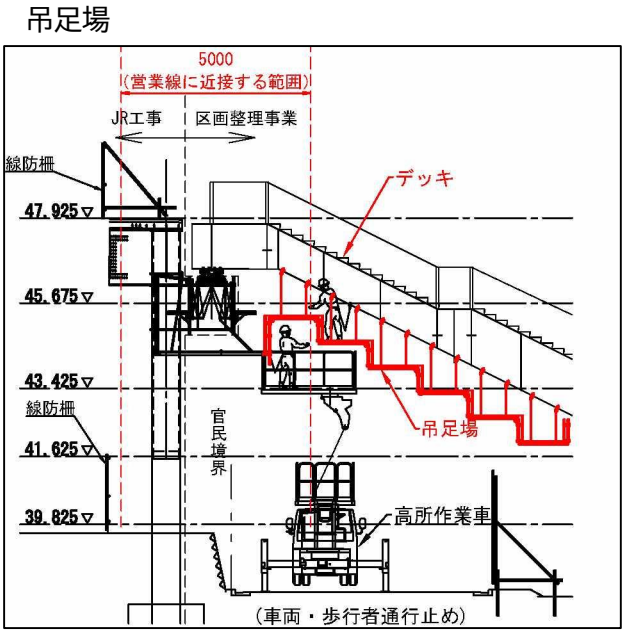
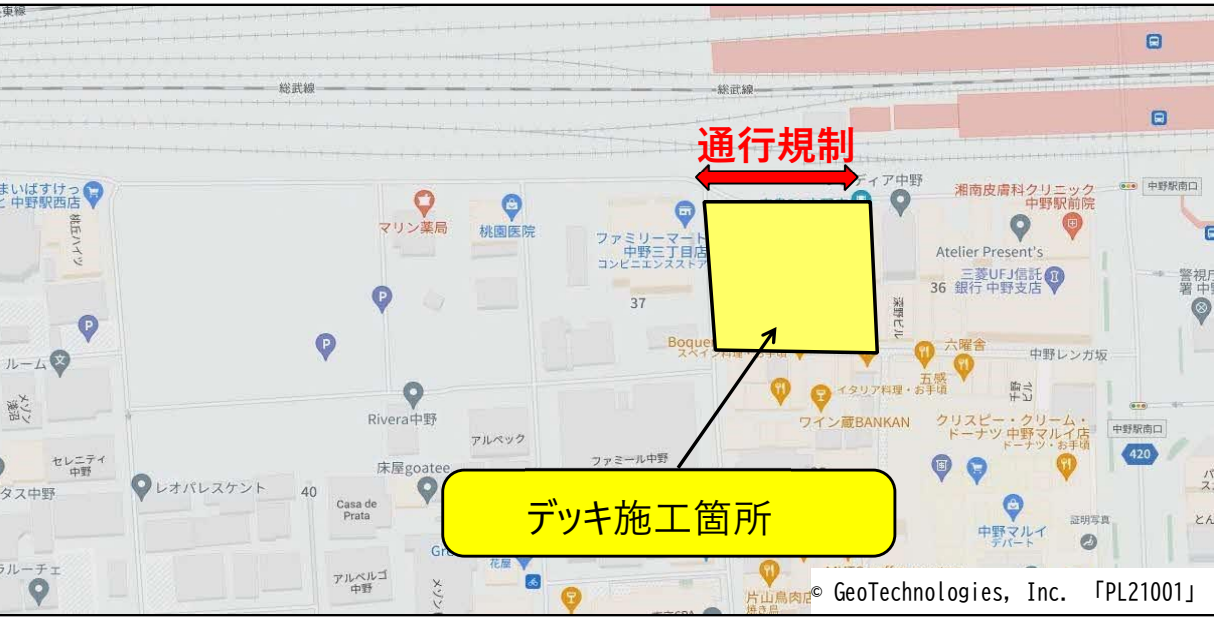


道路区域とレンガ坂の重複箇所

- (1) 工事件名 中野三丁目地区令和6年度中野駅西口デッキ工事
 (2) 施工業者 株式会社 鴻池組
 (3) 作業期間および内容

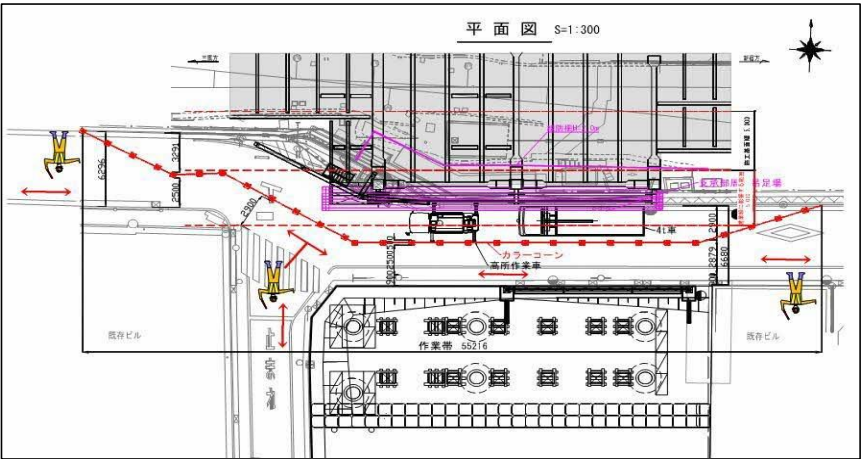
	令和 6 年度											令和 7 年度														
	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月			
工 事	橋梁上部工設置																									
	吊足場設置		桁(上段)等設置			桁(下段)等設置					吊足場解体															
												シェルター等付属物設置、塗装工等														
												EV・ESC 設置														
規 制	片側交互通行		車両通行止め									車両通行止め														

- ・作業は月曜～金曜の夜間(21:00～6:00)です。土、日、祝日の夜間は休工です。
- ・迂回路設置、通行止め規制(24:00～5:00)
- ・作業の都合上、規制が連日でない場合があります。

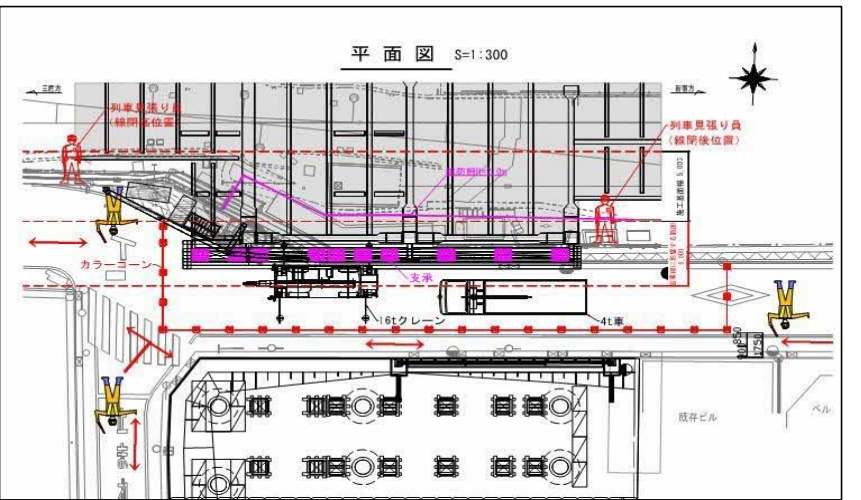


(4) 作業場所 下記の図参照

○規制帯図：片側交互通行



○規制帯図：車両通行止め



<参考> 吊足場写真

